

指定避難所及び指定緊急避難場所の 使用中止について

- ・ **南陽センター**（港区東茶屋2丁目330）及び、**藤前会館**（港区藤前1丁目742）が
改修工事実施に伴い、指定避難所及び指定緊急避難場所
として使えなくなります。
- ・ 使用中止期間（予定）

令和8年5月15日(金)～令和9年3月31日(水)

※藤前会館は、令和8年7月末まで「津波避難ビル」として利用可能。

- 指定避難所(自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ)
- 指定緊急避難場所(命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所)

問い合わせ先:港区役所総務課

[TEL:052-654-9612](tel:052-654-9612)

名古屋市防災アプリ

お住まいの地域の指定避難所・指定緊急避難場所やハザードマップが確認できます
下記QRコードから、ダウンロードできます



(Android版)



(iPhone版)